

## 福岡都市計画地区計画の決定（福岡市決定）

都市計画石城町・沖浜町地区地区計画を次のように決定する。

名 称	石城町・沖浜町地区地区計画	
位 置	福岡市博多区石城町及び沖浜町の各一部	
面 積	約4.1ha	
地区計画の目標	<p>本市の都心部ウォーターフロント地区に位置する中央ふ頭は、九州・アジアの海の玄関口である博多港国際ターミナル等の港湾機能や、マリンメッセ福岡等のコンベンション機能が立地しており、国内外からの来街者が集まる地区である。</p> <p>この中央ふ頭に隣接する当地区では、近年、港湾施設の移転等により未利用地や駐車場が増加する一方、当地区周辺では、専門学校や共同住宅等の立地が進展している状況である。</p> <p>また、当地区では、このような状況を踏まえ、土地利用の増進を図るため、臨港地区内の分区指定の見直しが行われたところである。</p> <p>このため、コンベンション関連施設等の周辺環境と調和した良好な市街地環境の形成・保全を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	業務機能や居住機能などが共存した健全な土地利用の誘導を図るとともに、コンベンション関連施設等の周辺環境と調和した良好な市街地環境の形成・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	健全な業務・居住機能等の適正な立地を誘導するとともに、周辺環境と調和した良好な街並みの形成・保全を図るため、建築物等の用途の制限及び建築物等の形態又は意匠の制限を定める。

地区整備計画	面 積	約4.1ha
	建築物等に関する事項	<p>建築物等の用途の制限</p> <p>建築してはならない建築物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項に掲げる用途に供する建築物</li> <li>3. カラオケボックスその他これに類するもの</li> <li>4. 建築基準法別表第2 <del>(ウ)</del><sup>(ぬ)</sup> 項第3号に定めるもの</li> <li>5. 建築基準法別表第2 <del>(ウ)</del><sup>(ぬ)</sup> 項第4号に定めるもの</li> </ol> <p>建築物等の形態又は意匠の制限</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の形態・意匠は、周囲の環境に調和したものとする。なお、色彩は、原色を避け、落ち着いたものとする。</li> <li>2. 高架水槽等の屋外設置物及び工作物は、露出面積を少なくするなど都市景観に配慮するものとする。</li> <li>3. 屋外広告物は、過大とならず周囲の環境と調和するよう色彩、大きさ及び設置場所に留意し、美観、風致を損なわないものとする。</li> </ol>

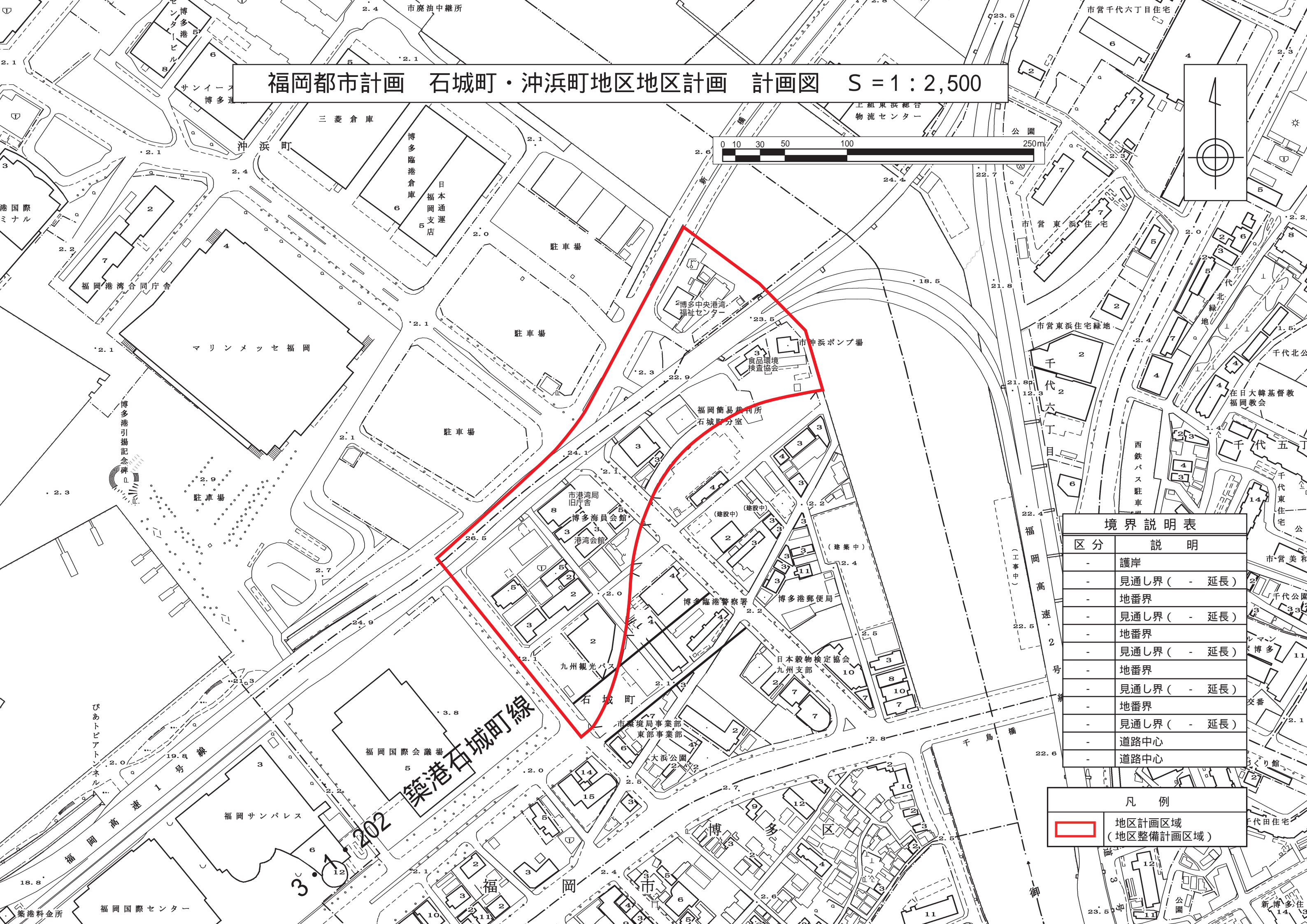
「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

当地区の良好な市街地環境の形成・保全のため、本案のとおり決定するものである。

朱書きは、建築基準法改正（2018年4月1日施行）によるもの

# 福岡都市計画 石城町・沖浜町地区地区計画 計画図 S = 1 : 2,500



区分	説明
-	護岸
-	見通し界 ( - 延長)
-	地番界
-	見通し界 ( - 延長)
-	地番界
-	見通し界 ( - 延長)
-	地番界
-	見通し界 ( - 延長)
-	地番界
-	見通し界 ( - 延長)
-	道路中心
-	道路中心

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
--	----------------------